

災害時における応急対策業務の 支援に関する協定書

郡　山　市

社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

郡山市（以下「甲」という。）と社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に応急対策の実施ができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害が発生し、支援の要請が必要であると認めるときには、乙に対し、応急対策の協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管理する公共施設等の被災状況調査に関する事。
- (2) 甲の管理する公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元に関する事。
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関する事。
- (4) 登記及び境界関係無料相談所の開設に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策に関する事。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統（以下「実施体制等」という。）を甲に報告するものとする。

なお、実施体制等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した経費や資材の費用は、災害発生直前ににおける適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成25年10月4日から平成26年3月31日までとする。

2 甲又は乙が有効期間満了の1か月前までに特段の意思表示がない限りは、この協定は、1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月4日

甲 郡山市

代表者 郡山市長

吉川 萬里



乙 福島市浜田町4番16号

社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

新藤 淳

